

## 第10章 携帯品の一時預り及び遺失物の回送

### 第1節 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第212条 旅客の携帯品は、駅（別に定める駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。但し、次の各号の1に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1個の長さが2メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの
- (2) 1個の三辺の和が2メートルを超えるもの
- (3) 1個の重量が30キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの
- (7) 荷造りが不完全なもの
- (8) 危険品
- (9) 貴重品
- (10) 易損品
- (11) 動物
- (12) 死体
- (13) 車両類

2 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第213条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申出するものとする。

2 容器・荷造り等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑いがあるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(1口の範囲)

**第214条** 一時預り品は、1個を1口とする。

(一時預り料)

**第215条** 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、次の一時預り料を収受する。但し、預入れの日から6日目以後は、その2倍とする。

1個1日1回について 430円

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日1日分の相当額を収受し、預け日数が2日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

**第216条** 携帯品の一時預りを受付けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

(様式省略)

(一時預り期間)

**第217条** 預け主は、預入れの日から15日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は会社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

**第218条** 一時預り品は、一時預り切符と引換えに引渡す。

2 一時預り切符の紛失その他の事由により、これを提出できない場合、預け主は次の書式による在中品明細書を提出するものとし、会社において正当権利者であると認めるときは、受領印によって引渡しをする。

在 中 品 明 細 書			
			年 月 日
近畿日本鉄道株式会社御中			
住所			
氏名			印
預入月日			
預 け 駅			
切符番号			
作成理由			
荷 造			
個 数			
在 中 品	品 名	数 量	
上記のとおり相違ありません。			

(備考) 切符番号の記憶がない場合は、不明と記入する。

- 3 前項の規定によるほか、正当権利者であると認めることが困難な場合は、会社の定めるところにより、資力信用が十分であると認める者を保証人とする次の書式の保証書の提出を受けて引渡しをする。

保 証 人	収 入 印 紙			
	年 月 日			
近畿日本鉄道株式会社御中				
預け主				
住 所				
氏 名				
Ⓜ				
保証人				
住 所				
氏 名				
Ⓜ				
<p>下記の一時預り品に対する引取りについて、一時預り切符甲片のため、この保証書を提出して一時預り品を受領しました。ついては、この一時預り品を受領について一時預り切符甲片を提出しないことによって生ずる一切の損害は、連帯してその責に任じ、近畿日本鉄道株式会社に対して迷惑をかけません。</p>				
一時預り切符発行日付	番 号	発 行 駅	品 名	数 量

(備考) 適宜内容を補正するものとする。

(一時預り品に事故が発生した場合の処理)

**第 219 条** 次の各号の一に該当する一時預り品は、預け主に対し、時間を定めて指示を求め、公売に付することがある。

- (1) 腐敗、変質等日時の経過により著しく価格を減ずるおそれのあるもの
- (2) 保管のため、過分の費用を要するもの

2 前項の場合において、期間内に預け主の指示がないとき、又は一時預り品の性質上、預け主の指示を待ついとまのないときは、一時預り品に対し公売その他の処分をすることがある。

- 3 公売代金は、一時預り品の保管、処分等に要した費用を控除した後、残額がある場合は預け主に返還し、不足額がある場合は、預け主から収受する。
- 4 一時預り品の一部又は全部が裁判官の発行した押収に関する令状、国税徴収法その他の法令に基づいて司法警察職員又は収税職員等に押収又は差押さえされた場合は、押収又は差押さえされた駅において、一時預り品を預け主に全部を引渡したものとして処理する。この場合、一時預り品の改装等に要した費用は、預け主の負担とする。